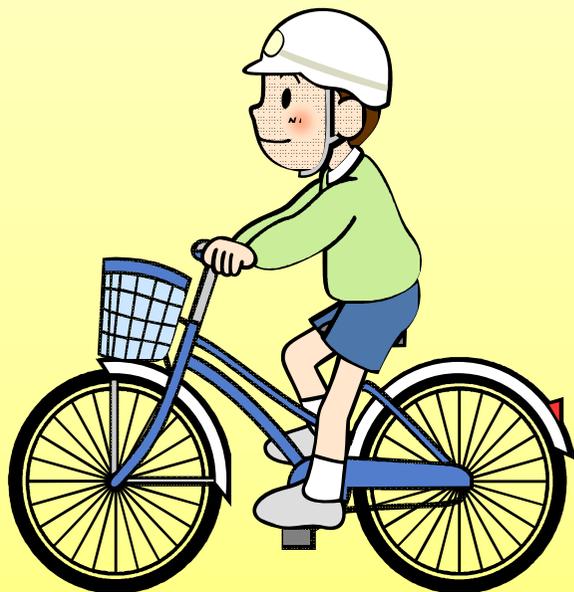


自転車の交通ルール



覚えておこう

自転車安全利用五則

- 1 車道は原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車安全利用五則～その1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



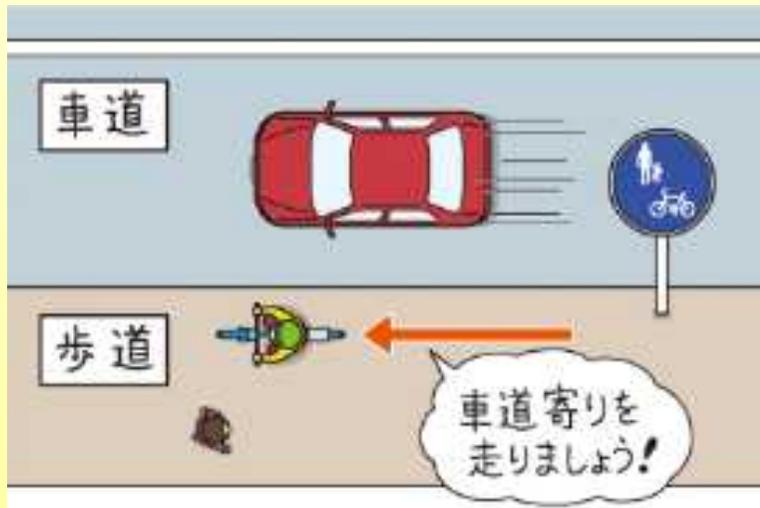
**車道通行が原則です。
道路の左側に寄って通行しましょう。**

例外

- 道路標識等で指定された場合
- 13歳未満の児童や幼児、または70歳以上の高齢者の場合
- 車道通行に支障のある障害を有する場合
- 車道又は交通の状況からみて、やむを得ない場合



歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



違反による罰則

2万円以下の罰金又は料料

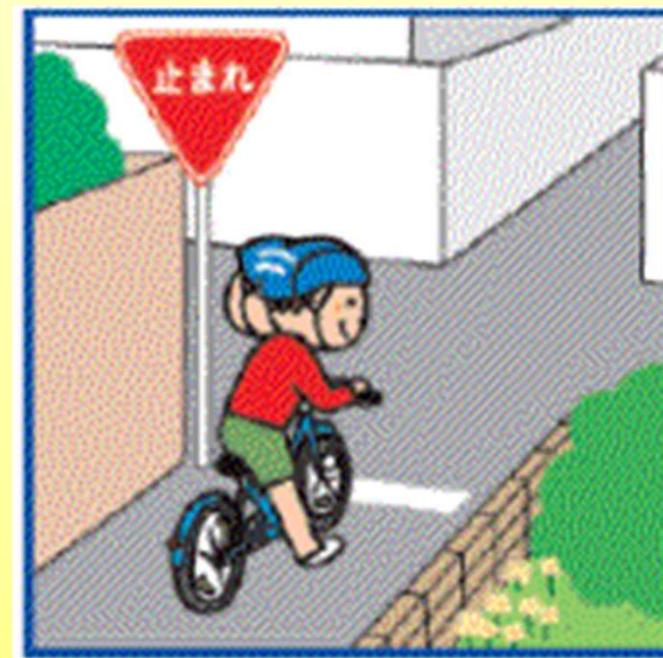
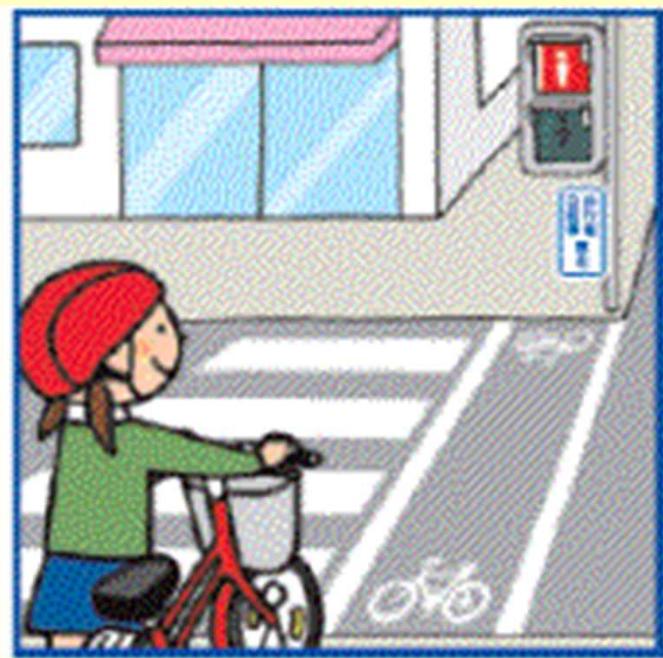


歩道上は歩行者優先です。歩道を通るときは、歩道の車道寄りを通りましょう。

ゆっくりいつでも止まれるスピードを心がけ、歩行者の妨げになる場合は一時停止しましょう。

自転車安全利用五則～その2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



自分ばかりでなく、他の人にもけがをさせないように信号、標識を守りましょう。

自転車安全利用五則～その3

夜間はライトを点灯



暗い道は、前が見えないだけでなく、車や他の人が自転車を見えにくくて危険です。
自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。

夜間の自転車の見え方を知っておきましょう

夜間、暗い道路環境の中で自転車は、自動車や歩行者から見えにくいことを認識しておくことが重要です。

- 明るく目立つ色の服を着るようにしましょう
- 自発光式反射材などを活用しましょう。



自転車安全利用五則～その4

飲酒運転は禁止



飲酒運転は悪質な犯罪です。絶対に禁止です。

自転車安全利用五則～その5

ヘルメットを着用



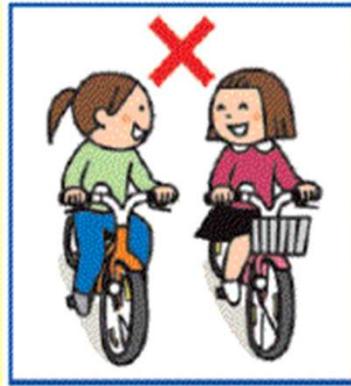
大きなけがを防ぐため、頭を保護する
乗車用ヘルメットをかぶりましょう

その他のルール違反

○ 二人乗り



○ 並進



※ただし「並進可」の標識がある場所では、2台まで並進できます。

○ 右側通行



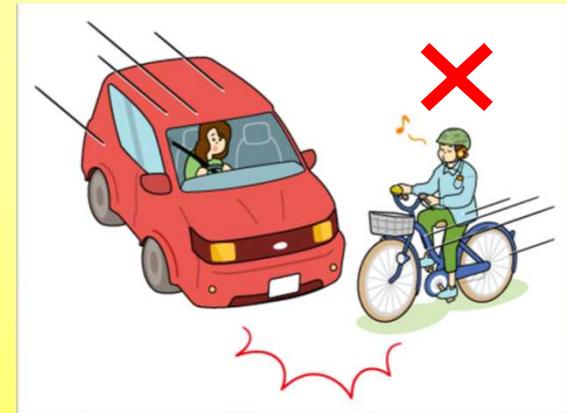
○ ながら運転



○ 傘さし運転



○ イヤホンをつけながらの運転



※安全な運転に必要な交通に関する音声がかたよらないような状態で車両を運転する場合

自転車事故の代償

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。【神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決】

損害賠償

9,521万円



夜間、自転車走行中に歩行中の女性と衝突した事故

交通ルールを守って、 安全！安心！自転車ライフ

